

業務指示書

インド国アンドラ・プラデシュ州州都地域包括的運輸・交通計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年3月30日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月4日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：交通計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通政策・戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通政策・交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通計画】

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市・地域計画】

- 1) 類似業務の経験：都市計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.68481 円, US\$1 = 112.217 円, EUR1 = 118.543 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／交通政策・戦略
交通計画
都市・地域計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

26.45 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年4月27日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

インド国アンドラ・プラデシュ州州都地域包括的運輸・交通計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／交通政策・戦略	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市・地域計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドのアンドラ・プラデシュ州(以下「AP 州」という。)は、2014 年に西側地域がテランガナ州として分離独立し、現在AP州及びテランガナ州の共同州都となっているハイデラバードは 2024 年以降テランガナ州の州都となる。AP 州は、新しい州都をアマラバティ(Amaravati)とすることを決定し、新州都の開発が急ピッチで進められている。

AP 州は、インド洋に 1000 kmに渡る海岸線を有し、同州の最大都市であるビシャカパトナム(都市人口:約 200 万人)にはインド主要 12 港湾の一つであるビシャカパトナム港が立地しており、インドがASEAN、ひいてはアジア大洋州地域の産業ネットワークに参画し、「インド太平洋」ワイドの経済統合を進めるための戦略的要衝にある。我が国の経済産業省は AP 州との間で、新州都開発にかかる協力覚書を締結し、新州都開発の個別案件にかかる更なる協力強化及び日本企業による投資促進に向けた協力強化の方針について合意している。

AP 州の新州都アマラバティは、既存都市であるヴィジャヤワダ(Vijayawada、都市人口約 103 万人)のクリシュナ川を挟んだ対岸(西方)にあり、古くは仏教都市として繁栄した歴史を持つものの、現在は農地が広がるなかで一部の集落が散在する地域となっている。新州都開発は、ビジネス街を中心としたシードエリア(Seed Area、面積 16.9km²)、同エリアと官庁街、商業施設、住宅、教育施設などを含む州都市(Capital City、面積 217km²)、州都市を中心とした州都地域(Capital Region、面積 8,603km²)の3つの地域レベルで開発が進められており、現在人口(2011 年)と将来人口(2035 年)は、州都市で 10 万人から 125 万人、州都地域で 588 万人から 1183 万人に急激に増加することが推定されている。新州都の開発は、AP 州都地域開発機関(Andhra Pradesh Capital Region Development Authority: APCRDA)が担っている。州都地域では、同地域を対象とした「Draft Perspective Plan 2050 for Andhra Pradesh Capital Region」が作成され、その方針に基づき、さらに詳細な「Conceptual Master Plan (CMP)」及び「Detailed Master Plan(DMP)」の策定作業中である。

新しい州都建設に向けて、様々な計画策定及び事業化に向けた動きが進んでいるが、計画や事業の相互の整合性を保ち、新州都の発展を促しつつ、州都地域全体に新州都開発の裨益を行き渡らせるため、インド政府より、AP 州州都地域の運輸・交通計画の策定及び州都地域内の既存都市(12 都市)の包括的運輸・交通計画(Comprehensive Traffic and Transportation Study:CTTS)の策定にかかる技術協力の要請がなされた。

それを受けて、機構は、2016 年 8 月～9 月と 2016 年 11 月～12 月に詳細計画策定調査を実施し、調査の枠組みをインド側実施機関と協議するとともに、調査の実施に必要な関連情報の収集・整理を行い、2016 年 12 月 27 日にインド政府との間で R/D 署名を行った。

2. プロジェクトの概要

プロジェクトの概要及び主旨は以下の通り(配布資料の R/D も参照のこと)。

(1) プロジェクト名

アンドラ・プラデシュ州州都地域包括的運輸・交通計画策定プロジェクト

Comprehensive Traffic and Transportation Study for the Andhra Pradesh Capital Region

Development Authority Jurisdiction

(2) プロジェクト目標

本事業は、インドの AP 州の新州都地域において、地域の主要な交通インフラの機能、規模・容量と整備時期を規定した上位計画となる運輸・交通計画を策定することにより、同州新州都および新州都地域の健全な発展に資する。

(3) アウトプット(成果)

- 1) AP 州州都地域全体の運輸・交通計画及び州都地域内既存 12 都市の運輸・交通計画の策定
- 2) 協力相手先機関職員の運輸・交通計画策定にかかる能力強化

(4) 対象地域

AP 州州都地域及び州都地域内の既存 12 都市(別添1:地図)

(5) 関係官庁・機関

AP 州都地域開発機関(ヴィジャヤワダに所在)

(Andhra Pradesh Capital Region Development Authority: APCRDA)

3. 業務の範囲

本業務は、機構が APCRDA と 2016 年 12 月 27 日に締結した R/D に基づき、「1. 業務の背景」、「2. プロジェクトの概要」及び「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 包括的運輸・交通計画(Comprehensive Traffic and Transportation Study (CTTS))

APCRDA は本案件により、インド政府都市開発省 (Ministry of Urban Development) の Urban Transportation Policy に基づいて Comprehensive Traffic and Transportation Study(CTTS)を実施するものと位置づけている。CTTS はこれまでムンバイ、ハイデラバードで実施されており、AP 州州都地域は国内 3 番目の CTTS となる。CTTS として認められるためには、本案件のアウトプットとして、AP 州州都地域全体の運輸交通マスタープラン(M/P)に加えて、AP 州州都地域内の 12 の既存都市(Urban Local Bodies(ULBs))それぞれの運輸交通 M/P も必要となるとしている。また、APCRDA は、新州都建設による便益が、州都及びその周辺のみならず、州都地域全域にいき渡ることを重要視しており、本案件実施にあたっては、そういった背景を踏まえる必要がある。

(2) 新しい州都・州都地域のビジョン

シンガポールのコンサルタントが作成した新州都のマスタープランでは、アマラバティの都市ビジョンとして「People's Capital」を標榜しているが、新州都において、人々がどのような生活スタイルや就業スタイルを実現していけるのか、どういう人や企業を呼び込みたいのか、産業誘致等の具体的な都市としてのビジョンが見えにくく、州都地域においても都市間の関係性や具体的なビジョン・開発の方向性が十分議論されていない。都市のビジョンは、本案件で策定する運輸交通 M/P の将来フレームの設定に影響するため、本案件において、新州都・州都地域の開発における具体的な都市ビジョンに関する議論の必要性について APCRDA 及び関係機関の理解を促し、運輸交通 M/P の土台となる都市ビジョンの議論を深めて、

計画策定に反映させること。

(3) プロジェクトの年次設定

AP 州では 2050 年を目標とした運輸交通 M/P の策定を要望しているが、目標年次を以下の年次に分割して計画策定を行うことに合意している。

- ア 2018～2020 年：州都地域及び既存 12 都市の直近の交通課題解決に資する緊急アクションプラン (Immediate action plan); Immediate action plans for solving critical transport issues in each ULB
- イ 2021～2030 年：州都地域及び既存 12 都市の短期運輸交通計画 (short-term transportation policies and strategies with corresponding 5-years implementation & investment plan for APCR and each ULB)
- ウ 2031～2040 年：州都地域及び既存 12 都市の中期運輸交通計画 (medium-term transportation policies and strategies with corresponding 5-years implementation & investment plan for APCR and each ULBs)
- エ 2041～2050 年：州都地域及び既存 12 都市の長期運輸交通政策および戦略 (long-term transport vision, strategy and policy)

(4) 関係機関との調整機能

本案件では、AP 州州都地域の運輸・交通に関連する組織を含む、Joint Coordination Committee (JCC) を設立することに合意している(配布資料「R/D」参照)。APCRDA は州都地域の開発計画の策定を担う組織であるが、運輸・交通分野の実際の事業主体は他の関係機関となるため、計画策定段階でそれら関係機関と調整・議論を行い、実行性の高い計画を策定することを重視する。JCC を活用した議論・調整と下記(5)に述べるコミュニケーションプロトコルを踏まえ、本案件が関係機関との円滑な調整を担うことが期待される。

(5) 関係機関とのコミュニケーションプロトコル

AP 州では、AP 州都地域の交通分野のコーディネーションのために Andhra Pradesh Capital Region Unified Transport Authority (APCRUTA) が設立され、議題があれば、原則 3 か月おきに開催されている(ただし、前回開催は 2016 年 5 月)。本案件の節目において、JCC でスクリーニングした内容を APCRUTA の了承を得る、合意形成の流れを確認した(R/D 案 Annex1 Implementation Structure)。本案件の実施に当たっては、このコミュニケーションプロトコルに従い、合意形成を支援・後押ししていくこと。なお、CTTS の DF/R を承認し正式な CTTS とするためのプロセスは、①JCC によるスクリーニング→② APCRUTA の了承(acceptance)→③パブリックコンサルテーション (45 日間)→④APCRDA によるパブリックコンサルテーションのコメントを踏まえた修正→⑤州による承認→⑥APCRDA による承認 となる(所要約 5 か月)。

(6) パブリックコンサルテーションステージの支援

APCRDA から、本案件で策定した計画を AP 州政府に承認されたものとするためには、上記(5)の

CTTS の DF/R 承認のプロセスについても機構の支援が必要という要望があった。そのため、M/P 策定のための調査期間を 18 か月とし、その計画をパブリックコンサルテーションにかけ、最終化するプロセスも支援することとし(5 か月)、合計 23 か月の協力期間とした。パブリックコンサルテーションステージの支援は基本的に下記(11)のローカルコンサルタントによる対応とし、日本人コンサルタントの関与は最低限とすることとする。

(7) 新州都市の計画フレームおよび同市の交通インフラ整備計画について

新州都市の成長速度により、都市間交通インフラの整備シナリオは大きく影響を受けると考えられる。新州都市の将来人口については既に計画目標が策定されているが、本業務においては、カウンターパートと十分に協議の上、将来交通推計に必要な人口その他の社会経済フレームを設定することとする。なお、新州都 Detailed Master Plan 等の計画に提示された交通インフラの整備計画についても、カウンターパートと十分に協議しつつ、必要があれば修正を提案することとする。

(8) SEA の実施

本業務では、SEA の実施を予定している。調査のどの段階でどのような手法により SEA を実施すべきか、プロポーザルにて提案すること。

(9) 緊急アクションプラン(目標年次:2018~2020 年)の策定

一般に、マスタープラン調査では目指すべき長期的な交通体系を設定して、順次、中期的目標、短期的目標を設定していくこととなるが、ハイデラバードの CTTS では緊急アクションプラン策定のために多くの作業(交差点交通量調査や測量等)を行い、これを中、長期対策に先行かつ独立して検討している模様であり、本案件に関してもカウンターパートは同様の作業を想定しているものと思われる。本案件で緊急アクションプラン策定にあたり、長期、中期、短期の対策をどのように考慮すべきか(例えば、バイパスが中期的に整備されるので、緊急アクションプランで行う交差点改良は暫定的な対策で良い等の判断を行うこと)について、早い段階で、カウンターパートと調整を図ることが望まれる。

(10) キャパシティディベロップメントのニーズ

APCRDA には、詳細計画策定調査実施時点で、交通分野の職員が現状 3 名しかおらず、現在職員の募集中(最終的には 19 名程度の体制となる)となっている。一方で、職員のうち 1 名はハイデラバードの CTTS にも担当者として関わり、比較的交通計画に関する知識があり学ぶ意欲も極めて高い。本案件では、APCRDA の交通分野の職員のみならず、JCC メンバーに登録されている組織等から交通分野を扱う関係者に対して、交通計画策定の基礎となる項目についてセミナー(勉強会)の開催を要望されている。現時点では、交通調査、データ分析、モデリング、計画策定等の各段階において、1 日~数日のセミナーをテーマによって 5 名~20 名程度を対象に行うことを想定するが、コンサルタントは、本案件の実施の過程において、対象者の適切かつ効果的な能力強化に資するセミナーの案を プロポーザルにて提案すること。

(11) 調査・計画策定におけるローカルコンサルタントの活用

APCRDA 側からは、本案件の実施に当たりインドのローカルコンサルタントを最大限活用することを要望

されている。実際に、2014年に実施されたハイデラバードのCTTSにおいてはカナダのコンサルタント会社とインドのコンサルタント会社のJVにて実施されており、インドのローカルコンサルタントもある程度の技術力を有していると考えられる(ハイデラバード CTTS のコンサルタントの要員配置計画については、詳細計画策定調査報告書を参照のこと)。APCRDA 側は、調査団(日本人・インド人問わず)が常にヴィジャヤワダに駐在し、APCRDA の職員と議論しながら調査を進める体制を構築することを強く要望している。そのため、本案件では、日本人コンサルタントとローカルコンサルタントが役割分担しながら、チーム一丸となって調査を実施する体制を構築する必要がある。コンサルタントは本業務の実施に最も適した体制を検討し、理由とともにプロポーザルにて提案することとする。なお、ローカルコンサルタント活用にあたっては、「第3業務実施上の条件 2. 業務量の用途と業務従事者の構成(案)」を参照のこと。

(12) 既存データの活用

「1. 業務の背景」に記載のとおり、現在、APCRDA は州都地域を対象とした Conceptual Master Plan (CMP)と Detailed Master Plan(DMP)の調査を実施している(担当しているのは、本業務の交通分野の職員とは異なる都市開発分野を担当する職員)。これら調査の中で、本格調査で活用可能なデータ・情報等が多くあり、それらデータを提供することについて合意している。既存データと本プロジェクトで想定される調査項目・数量の一覧は別添2を参照のこと。

(13) APCRDA との合意事項

APCRDA 側から、APCRDA と本件受注者との間で、①日常コミュニケーションの方法、②変更が生じた場合の扱い、③データの守秘義務などを明確にするための文書を交換したいとの要望があった。本件受注者は日本とインドの技術協力の合意の中で派遣されるものであり、APCRDA が直接本件受注者と契約関係を持つことはないものの、共通の目標に向かって日常的な議論やコミュニケーションを密に行いながら調査を進めていくものである。従って、目標に照らして変更が必要になる場合は、機構も含め柔軟に対応していくスキームであることを説明しているが、APCRDA からはローカルコストの支出のためにも何らかの文書が必要であるとの意思が示されている。コンサルタントは、現地で改めてそのような要望があった場合には、内容について機構側に確認をすること。

(14) 日本の関係者に対する対応

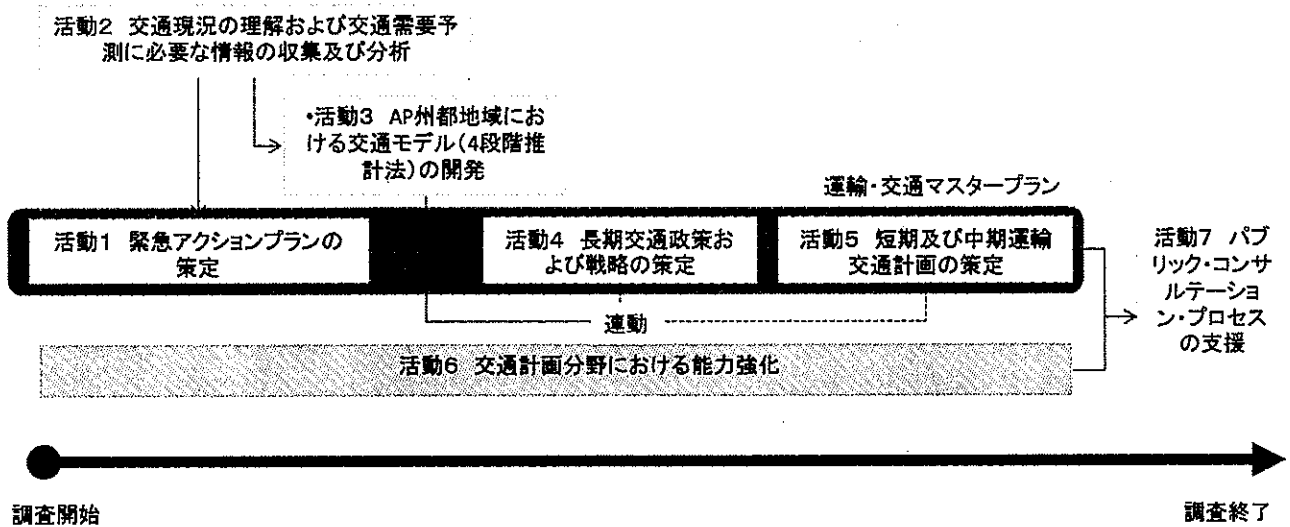
「1. 業務の背景」に記載のとおり、AP 州の新州都開発に対しては、経済産業省が協力覚書を締結するなど、日本政府及び一部の日本企業が高い関心を示している。本案件では、運輸・交通 M/P を策定する中で、日本企業の技術が AP 州州都地域の開発に資する適切な項目があれば、計画の中で提案を行っていくものとする。また、関係省庁や民間企業の関心は高く、本案件の概要・進捗状況について適宜報告が求められることが想定されるため、コンサルタントは機構の要請に基づき、関係者への説明及び資料の作成等について協力すること。

5. 業務の内容

業務の内容は以下の通り。以下の活動1から活動7は、APCRDA 側との協議を踏まえ、時系列ではなく活動

のまとめごと記載している。APCRDA 側は、M/P の策定を待たずに、既に対処が必要となっている交通課題に関する緊急アクションプランをプロジェクトの初期段階で取りまとめ、必要な事業を順次開始することを想定している。そのため、活動の進め方としては、活動2・活動3の実施と同時並行で、活動1に必要な情報を収集の上「緊急アクションプラン」を策定し、活動4に進む流れを想定する。

ただし、DF/R の構成は、活動の単位によらず、ハイデラバードの CTTS の構成等も参考としつつ、カウンターパートと十分に協議の上、これを決定することとする(別添3:ハイデラバードの CTTS の報告書構成(参考))。



(1) インセプション・レポート(IC/R)の作成

業務の方針、方法、留意事項等を整理の上、業務計画を検討し、IC/R(案)(和文・英文)として機構へ提出する。IC/R(案)を APCRDA 及びインド側関係機関と協議の上、最終化する。

(2) 活動1 緊急アクションプランの策定(対象:12 既存都市及び州都地域全体)

12 既存都市及び州都地域全体を対象として、2018 年から 2020 年に開始または実施が想定される運輸・交通緊急アクションプランを取りまとめる。なお、レポートングとしては州都地域全体及び 12 既存都市を別のレポートとして作成することが想定されている。アクションプランには、以下の(ア)から(ク)の項目及びプロセス(下記(ケ)のコンサルテーション)が含まれる。

- (ア) 特定問題交差点改良計画
- (イ) 広域交通制御計画の策定
- (ウ) 主要幹線改良・整備計画
- (エ) 路外駐車場整備計画
- (オ) バス・鉄道ターミナル改良・整備計画
- (カ) 物流ターミナル改良・整備計画
- (キ) 非動力交通(徒歩、自転車、リクシャー等)及び路上駐車改良・整備計画
- (ク) 都市開発省ガイドラインに従った交通サービス・レベル・目標ベンチマークの設定
- (ケ) 緊急アクションプラン(初期的積算含む)にかかるステークホルダー・コンサルテーションの実施

なお、(ア)の交差点改良計画については、活動2の(オ)で実施する交差点における方向別交通量調査(90ヶ所)のうち40ヶ所を緊急アクションプラン策定向けの地点とすることが想定されている。

(3) 活動2 交通現況の理解および交通需要予測に必要な情報の収集及び分析(特殊雇人もしくは現地再委託によるローカルリソースの活用可)

M/P 及び緊急アクションプランの策定に必要な以下の情報収集及び調査を行い、対象地域の交通現況を把握・分析を行う。現時点で想定されている調査項目及び数量の大枠は以下の通り。既存データと本プロジェクトで想定される調査項目・数量の一覧は別添2を参照のこと。最終的な内容は IC/R 協議の際に APCRDA 側と協議の上、最終決定することとする。

- (ア) 統計データの収集(車両登録、人口統計、社会経済統計等)
- (イ) CMP/DMP で実施された世帯訪問調査データ・交通量調査の分析(上記5.(7)参照)
- (ウ) 選好意識調査(SP 調査)の実施(サンプル数:2000)
- (エ) 交通量調査(旅客および車両):幹線道路、スクリーンライン調査、コードンライン調査(新州都境界および既存市街地境界)、バスターミナル、鉄道駅、空港(箇所数:125)
- (オ) 交差点における方向別交通量調査(広域交通制御対象地域として選定された地域内の交差点およびその他主要交差点:90ヶ所程度、うち40ヶ所は緊急アクションプランの対象想定)
- (カ) 旅客 OD インタビュー調査(コードンライン、バスターミナル、鉄道駅、空港(Vijayawada 空港と Hyderabad 空港の利用客を捕捉することが要望されている)
- (キ) 貨物車両 OD 調査(物流センター、トラックターミナル、その他主要物流発生源)
- (ク) 路上および路外駐車調査(既存12都市対象)
- (ケ) 歩行環境施設調査(公共交通ターミナル周辺や商店街など歩行環境改善が望まれる空間にかかる調査)
- (コ) 信号交差点の施設現況・運用実態調査
- (サ) 短期改良・整備計画のための道路施設等(沿道土地利用を含む)現況調査
- (シ) 公共交通事業者、パトランジット事業者、パトランジット利用者、物流関連事業者の実態調査
- (ス) 交通発生・集中に関連する資料・データ収集(学校・教育施設、公共サービス、その他大きな交通発生源となる施設の実態、計画)
- (セ) 交通課題の整理と解決策代替案の提案

(4) 活動3 AP 州都地域における交通モデル(4段階推計法)の構築(特殊雇人もしくは現地再委託によるローカルリソースの活用可)

活動2で収集・分析した情報・データに基づき、AP 州都地域における交通モデルを構築する。活動4(エ)の活動に連動する。

- (ア) 交通モデル構築に必要とされる GIS データの更新と開発シナリオ(土地利用計画にもとづく)の作成
- (イ) 交通需要特性の推計と設定(自家用車保有台数、トリップ長、トリップ数等)
- (ウ) 経済分析・評価のための枠組みの構築
- (エ) 交通モデル構築と検証

(5) 活動4 長期(2040-2050)交通政策および戦略の策定(特殊雇人もしくは現地再委託によるローカルリソースの活用可)

2050 年に達成を目指す長期的ビジョンに基づき、交通政策及び戦略を策定し、AP 州都地域の M/P を策定する。

- (ア) インド政府の運輸交通分野や都市開発分野の政策・計画・基準の確認・分析
- (イ) AP 州の開発政策および現在進行中の開発計画、計画・基準等のレビュー:特に以下の計画・基準は詳細な分析が必要
 - ・APCRDA Perspective Plan 2050
 - ・Amaravati DMP; Draft Policy Guidelines for APCRDA Perspective Plan
 - ・道路構造、上下水・排水、その他交通関連インフラの技術基準
- (ウ) 計画フレームの設定(計画基準年次:2017 年、目標計画年次 2020 年、2030 年、2040 年および 2050 年):複数の開発シナリオの作成含む
- (エ) 各計画年次・各シナリオに対する需要予測と分析(旅客および貨物需要の推計)
- (オ) AP 州州都地域の交通ビジョンおよび戦略目標の設定
- (カ) AP 州州都地域の交通政策および戦略の策定: CMP/DMP との整合性に留意の上、交通ビジョンを実現するための政策と戦略目標を達成するための戦略を策定
- (キ) AP 州都地域の交通インフラプロジェクトの提案
- (ク) 提案された交通インフラにかかる評価(交通モデルを用いたテスト):上記(エ)と連動して実施
- (ケ) AP 州州都地域の交通事業者にかかる発展・改善戦略の提案
- (コ) AP 州州都地域の交通関連事業者の育成にかかる政策および戦略の提案
- (サ) 複数の交通開発シナリオにかかる戦略的環境アセスメント(SEA)の実施:暫定的な TOR(案)は R/D の Appendix4「Framework of the Terms of Reference for the Strategic Environmental Assessment - Draft」を参照
- (シ) 提案された交通インフラプロジェクト/プログラム等(交通 M/P)にかかる概算費用の推計
- (ス) 最終案として提案される M/P 全体にかかる経済評価
- (セ) M/P の実施計画策定
- (ソ) M/P 実施のための戦略と方法の検討

(6) 活動5 短期(2021-2030)及び中期(2031-2040)運輸交通計画の策定(特殊雇人もしくは現地再委託によるローカルリソースの活用可)

長期的ビジョンを踏まえ、短期及び中期の交通開発計画を策定する。

- (ア) AP 州都地域及び既存 12 都市における短・中期の段階的交通システム整備計画の策定:提案された交通システムの実施及び投資計画と交通需要マネジメント計画を含む
- (イ) 活動1にて設定した目標ベンチマークを達成するための行動計画の策定
- (ウ) 提案内容を実施につなげるためのファイナンシャルスキームにかかる検討・提案:関係機関との調整を含む

(7) 活動6 交通計画分野における能力強化(特殊雇人もしくは現地再委託によるローカルリソースの活

用可)

上記4. (10)のキャパシティ・ディベロップメント・ニーズに対して、以下の活動を通して APCRDA の交通分野の職員及び同分野の関係機関の職員に能力強化を図る。

- (ア) オンザジョブトレーニング(OJT)の実施:調査および計画策定の過程を通して、主に APCRDA の交通分野の職員に対する技術移転を行う。なお、現時点で対象となる職員は 3 名のみとなっているが今後増員が予定されていることから、OJT の観点から、本プロジェクトの取り組み方について、プロポーザルにて記載すること。
- (イ) ワークショップおよびセミナーの開催:APCRDA の交通分野の職員及び同分野の関係機関の職員を対象として、調査・計画策定に関するワークショップもしくはセミナーを開催する。計 30 名程度、回数は調査の節目で 3 回程度を想定するが、効果的な実施方法・内容をプロポーザルにて提案すること。
- (ウ) 本邦研修:以下の本邦研修を実施する。目的・内容・実施時期については、プロポーザルにて提案すること。なお、研修の実施においては、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2016年6月版)」に準じる。
 - a AP 州高官向け(APCRDA 及び関係機関):10 名、5 日間、プロジェクト前半の実施を想定
 - b 交通分野職員向け(APCRDA 及び関係機関):10 名、10 日間、プロジェクト前半の実施を想定

(8) 活動7 パブリック・コンサルテーション・プロセスの支援(特殊雇人もしくは現地再委託によるローカルリソースの活用可)

運輸・交通 M/P(案)(本業務におけるドラフト・ファイナルレポート)にかかる一連のステークホルダー会議開催にかかる支援を実施する。コンサルタントは APCRDA が主体となって実施するコンサルテーション会議開催支援やコメントのレポートへの反映等の技術的支援を行う。

(9) JCC の開催

本プロジェクトの節目において、上記5. (5)(6)を踏まえて、JCC を開催し、関係機関の理解・協力を得る。また、必要に応じて APCRUTA の開催支援・説明等を行う。JCC の開催は、APCRDA 内の会議室の使用を想定する。

(10) ファイナル・レポートとりまとめ

上記(8)を踏まえて、APCRDA と議論の上、必要な修正を行い、機構のコメントを踏まえ、ファイナルレポート(和文・英文)を提出する。

(11) 最終セミナーの開催

本プロジェクトの成果を広く共有するため、最終セミナーを開催する。想定するセミナーの概要は以下の通り。

【概要】

- a) 時期:ファイナル・レポート提出時
- b) 日数:半日間

- c) 場所: ヴィジャヤワダのホテル等
- d) 対象者: AP 州政府、APCRDA、AP 州の関係機関等、100 名程度を想定
- e) セミナー資料: 本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料(A4 4-8 枚程度)を作成し、セミナーで参加者に配布する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
部数: 英文 300 部、印刷可能な電子データ(様式指定なし)

(12) 広報

コンサルタントは、関係機関、地域住民、他ドナーに対して、本プロジェクトの認知度及び理解向上に努めることとし、本プロジェクトの広報方針、計画をプロポーザルにて提案すること。その際、現地で広く受け入れられるような本プロジェクトの略称も理由とともに検討すること。また、JICA ホームページで掲載するプレスリリース、ODA 見える化サイトや技術協力プロジェクトの紹介ページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等に係る情報・記事・写真の提供(写真、説明文等)等、機構からの依頼に協力すること。

6. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	インセプション・レポート	契約締結後 20 日以内 (2017 年 5 月)	和文 15 部 英文 35 部(うち 20 部はインド側に提出) 電子ファイル	業務の実施方針案、内容、実施体制、手法、計画案(工程表、要員配置、手順を含む)、等
イ	インテリム・レポート1	2017 年 10 月	英文 35 部(うち 20 部はインド側に提出) 電子ファイル	活動2「交通現況の理解および交通需要予測に必要な情報の収集及び分析」の結果 等
ウ	インテリム・レポート2	2018 年 2 月	英文 35 部(うち 20 部はインド側に提出) 電子ファイル	活動1「緊急アクションプラン」の内容及び活動3「AP 州都地域における交通モデルの構築」の調査結果 等
エ	インテリム・レポート3	2018 年 5 月	英文 35 部(うち 20 部はインド側に提出) 電子ファイル	活動4「長期(2040-2050)交通政策および戦略の策定」までの調査結果
オ	ドラフト・ファイナルレポート	2018 年 10 月	和文要約 計 15 部 英文 計 35 部(うち 20 部はインド側に提出) CD-ROM 3 部	活動5「短期(2021-2030)及び中期(2031-2040)運輸交通計画の策定」とこれまでの調査結果を踏まえた運輸・交通マスタープラン(案)の提示 (交通調査等の

				データ一式を含む)
カ	ファイナル・レポート	2019年4月	和文要約 計15部 英文 計35部(うち20部はインド側に提出) CD-ROM 3部	活動7「パブリック・コンサルテーション・プロセスの支援」を踏まえて更新された運輸・交通マスタープランの最終版 (交通調査等のデータ一式を含む)

尚、成果品以外に毎月末に月報を作成し、提出する。

(2) テクニカルペーパー

APCRDA との間で、調査の過程で以下のペーパーをとりまとめて提出することを合意している。アは上記に記載のとおり、本業務の成果品となるが、イ及びウについても、それぞれ取りまとめて APCRDA 及び関係機関と協議をしながら業務を実施すること。なお、イ及びウは、インテリム・レポート1, 2, 3、ファイナル・レポートに添付して(もしくは内容の一部として)提出することとする。

- ア Survey report(ICR, ITR1, ITR2, ITR3, DFR, FR)
- イ Traffic / HIS analysis reports
- ウ Technical papers(約 20 分冊)
 - a) AP Capital Region Socio-economic development scenario and spatial planning
 - b) AP Capital Region Transport modeling
 - c) AP Capital Region GIS for transportation planning
 - d) AP Capital Region Road network development plan
 - e) AP Capital Region Urban and Regional Mass Transit development plan
 - f) AP Capital Region Urban and Regional Bus development plan
 - g) Area / Corridor Traffic Management Plans for ULBs
 - h) Parking policy and strategy for ULBs
 - i) NMT development policy and strategy for ULBs
 - j) Transit Oriented Development Policy and Strategy for ULBs
 - k) Technology advancement
 - l) AP Capital Region airport / aviation sector development plan
 - m) AP Capital Region Water transport sector development plan
 - n) AP Capital Region logistics development plan
 - o) AP Capital Region transport industry development plan
 - p) Strategic Environmental Assessment (SEA)
 - q) Economic analysis
 - r) Financing Policy and Strategy
 - s) Institutional framework with organizational structure

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS(Work Breakdown Structure)※必要に応じ。
- エ 業務フローチャート

(4) その他報告書等

本業務期間中に収集した資料、記録等についてはとりまとめの上(データ及びリスト一式)、機構に提出する。

ア 議事録等

関係機関との協議、ヒヤリング、ワークショップ、イベント等に係る議事録を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及びコンサルタントが開催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、2週間程度のうちに機構に提出すること。機構の在外事務所におけるミーティングや ASEAN 関係機関とのミーティングについても、同様とする。

イ 広報用資料

マスタープランの概要を取りまとめた広報資料(A4、4-8枚程度)をファイナル・レポートの内容に即して作成し、機構に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。

ウ デジタル資料集

本調査を通じて記録・収集した資料及び写真をデジタル資料集として収録し、提出する。内容については、将来的に、本取り組みの広報用資料として使用できるよう、本調査における様々な活動・協議・イベント等を記録(ビデオ、写真、議事録、イベントの Proceedings 等)したものとする。画像収録にあたっては、簡単なキャプションをつけること。なお、ビデオ・写真の著作権については、機構に帰属するものとし、広報用素材として機構の各種媒体への活用を想定する。

提出時期:ファイナルレポート提出時

部 数:CD-R または DVD-R 1-2 枚

Proceedings 等については、バインダー等で別冊とすることも可とする。

(5) 報告書の仕様

ア インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフトファイナル・レポートは簡易製本し、ファイナルレポートは製本する。報告書等の印刷、電子化(CD-ROM)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

イ 報告書等を作成する際は固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2017年5月中旬より開始し、2019年5月中旬の終了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

73.0M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

- ア 総括／交通政策・戦略(評価対象:1号)
- イ 交通計画(評価対象:2号)
- ウ 交通調査
- エ 交通モデリング
- オ GIS/交通ネットワーク
- カ 交通マネジメント/ITS
- キ 公共交通計画
- ク 非動力交通(Non-Motorized Transport:NMT)計画
- ケ 空港・航空
- コ 交通経済
- サ 財務/資金調達
- シ 都市・地域計画(評価対象:2号)
- ス 土地利用計画
- セ 都市開発/公共交通指向型開発(Transit Oriented Development:TOD)
- ソ 環境社会配慮

上記の格付は目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) ローカルコンサルタントの活用

「4. 実施方針及び留意事項 (11)」に記載の通り、本案件では、ローカルコンサルタントを活用した実施体制をつくることが想定されている。APCRDA 側との協議において、本案件の実施に必要な分野として以下の1)から28)が想定されており、上記の分野は、そのうち機構側が想定する日本のコンサルタントの団員構成を示している(必ずしも英語と一致はしていない)。コンサルタントは本業務の実施に最も適した体制を検討し、ローカルコンサルタントを特殊雇人もしくは再委託業務として活用する場合に、想定される契約内容、契約管理方法、また、必要に応じて成果品の想定を、その理由と妥当性を含めてプロポーザルに記載すること。なお、分野については、日本のコンサルタントとローカルコンサルタントの分野の役割分担の変更を認める(ただし、評価対象員以外)。現地再委託とする場合は、「コンサルタント等契約にお

ける現地再委託契約ガイドライン(2012年度4月版)』に沿って提案を行うこと。なお、ローカルコンサルタントの業務量は120M/Mを上限としてその内訳を根拠と共に提案すること。

- 1) Project Manager
- 2) Deputy Project Manager
- 3) Traffic Survey Team Leader
- 4) Transport Modeling Team Leader
- 5) Transport Policy and Strategy Specialist / Transport Planner
- 6) Transport Economist
- 7) Demographic Analysis Specialist
- 8) Urban and Regional Planner
- 9) Land Use Planning Specialist
- 10) Urban Development / TOD Specialist
- 11) SEA Specialist
- 12) Traffic Survey Specialist
- 13) HIS Specialist
- 14) Transport Modeler 1
- 15) Transport Modeler 2 (assistant to modeler 1)
- 16) Financing Specialist
- 17) Institutional Development Specialist
- 18) Highway Engineer / Planner
- 19) Traffic Engineer
- 20) Traffic Control and Management Specialist / ITS Specialist
- 21) Railway Engineer / Planner
- 22) Water Transport Specialist
- 23) Airport / Aviation Sector Specialist
- 24) Bus / BRT Specialist
- 25) NMT Specialist
- 26) GIS / Transport Network Modeling Specialist
- 27) Cost Estimates Specialist
- 28) Project Administration

※ 下線の分野についてはローカルコンサルタントによる対応を想定している。

3. 参考資料 (以下、JICA 図書館、及び機構ウェブサイトからダウンロード可能)

(1) 配布資料

- ・インド国アンドラ・プラデシュ州州都地域包括的運輸・交通計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書(案)

- ・同収集資料
- ・R/D 及び M/M(署名済み)

4. 再委託

本指示書中にある「現地再委託可」としている項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタント等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。なお、再委託に要する経費は別見積りとする。上記以外に再委託による実施が必要な調査があればプロポーザルにて提案する。現地再委託を可とする項目は以下のとおり。

- 計画策定業務
活動1「緊急アクションプランの策定」、活動3「AP 州都地域における交通モデルの構築」、活動4「長期交通政策及び戦略の策定」、活動5「短期及び中期運輸交通計画の策定」の計画策定業務、及び活動7「パブリック・コンサルテーション・プロセスの支援」の業務のうち、日本のコンサルタントとの役割分担が可能な業務
- 現況調査・交通調査
活動2「交通現況の理解および交通需要予測に必要な情報の収集及び分析」に示す情報収集及び調査

5. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、在外公館等において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、機構と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について機構と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

コンサルタントは、調査期間中、機構インド事務所に対して調査対象地域の情勢確認を行い、団員の安全確保に努める。具体的には、団員を当該国に派遣する度に「Plan of Travel to India」を作成し、機構インド事務所に送付し、機構インド事務所が渡航承認の要否について判断することになる。

(2) インド側の便宜供与内容

- ・カウンターパート職員の配置
- ・既存データの提供(上記 第2 4. (12)参照)
- ・オフィススペース(椅子・机・棚等の事務所用家具、エアコン等を含む)の提供

(3) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要としない。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談するものとする。

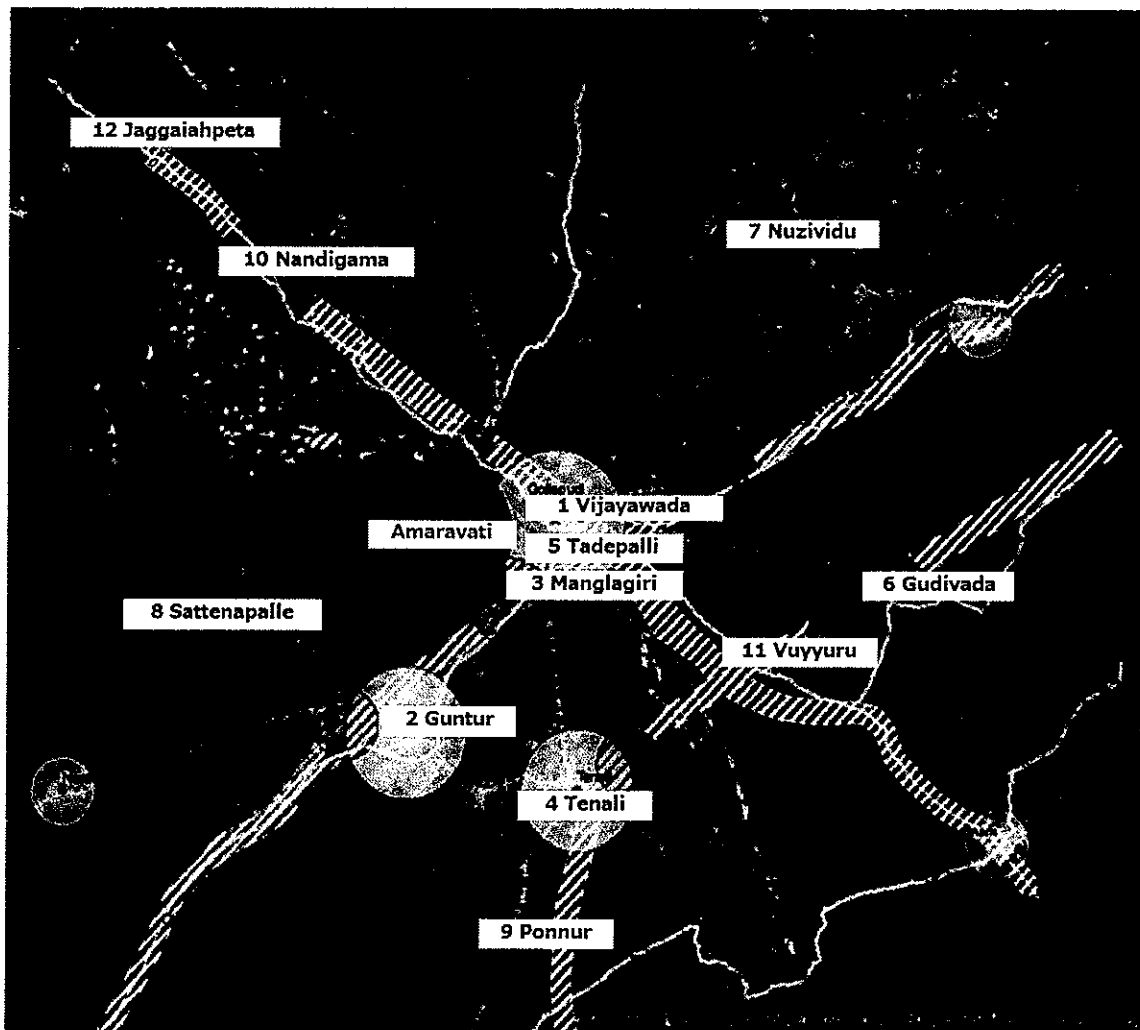
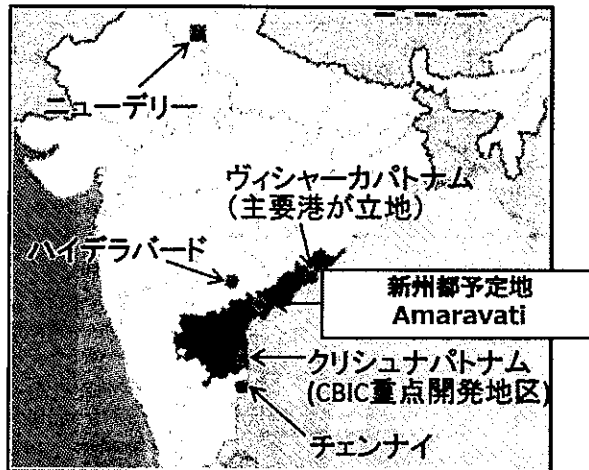
以上

別添1:調査対象エリア(地図)

別添2:活動2における調査項目・数量の一覧

別添3:ハイデラバードの CTTS の報告書構成(参考)

調査対象エリア



活動2における調査項目・数量の一覧

調査項目	内容	使用目的	既存調査データ有無 CMP/DMP	本業務で予定する調査
Person Trip Survey	Household interview survey (household, members, trip)	Demand forecast modeling	34,000 households	None
			(urban 2.5%, rural 2.0%)	
Cordon Line Survey	Roadside interview and traffic count	Demand forecast modeling (calibration)	47 locations	Traffic count survey at 125 locations including outer/inner cordon, screen and mid-block
			(outer and inner cordon)	
Screen Line Survey	Traffic count (17 vehicle types)	Demand forecast modeling (calibration)	35 locations	
Mid-block traffic count	ditto	Demand forecast modeling (calibration)	88 locations	
Public transport Terminal Survey	Passenger count and interview	Demand forecast modeling	16 bus terminals/stations,	4 bus terminals,
			7 railway stations	3 railway stations,
			1 airport	1 airport.
Directional Traffic Flow Survey	Traffic count at intersection by direction and type of vehicle	Immediate improvement plan	89 intersections	90 (important) intersections
On and Off-street Parking Survey	Vehicle count at parking	Immediate improvement plan	7 locations	5 designated areas (5 s.q.km each),
				300 samples for user interview survey
Pedestrian Environment Survey	Pedestrian facility survey and pedestrian opinion survey	Immediate improvement plan	None	5 designated areas (5 s.q.km each),
Traffic Signal Inventory Survey	Facility survey (geometry of intersection, type of traffic control at intersection)	Immediate improvement plan	None	Intersections in urbanized area
Detailed Road Inventory Survey	Detail road inventory for designated corridor (AutoCAD)	Immediate improvement plan	None	Designated corridor in total 15 km length
Public Transport Operator and Passenger Survey	Para-transit user interview survey and para-transit operator interview survey	Para-transit policy	None	500 samples for user, 300 samples for operator
Goods Focal Point Survey	Traffic count and OD interview at goods focal points, interview with relevant establishments	Demand forecast modeling Transport Policy	None	30 locations,
				100 establishments
Stated Preference Survey	Stated preference survey for coming BRT and MRT,	Demand forecast modeling Transport Policy	None	2,000 samples
	Daily activity Survey			
Road Network and Public Transport Service Survey	Road network, public transport network and service (route and frequency)	Demand forecast modeling Road Planning	3,900 km of road, bus and railway network and operation (GIS)	None

ハイデラバード CTTS の調査の流れ及び報告書構成(参考)

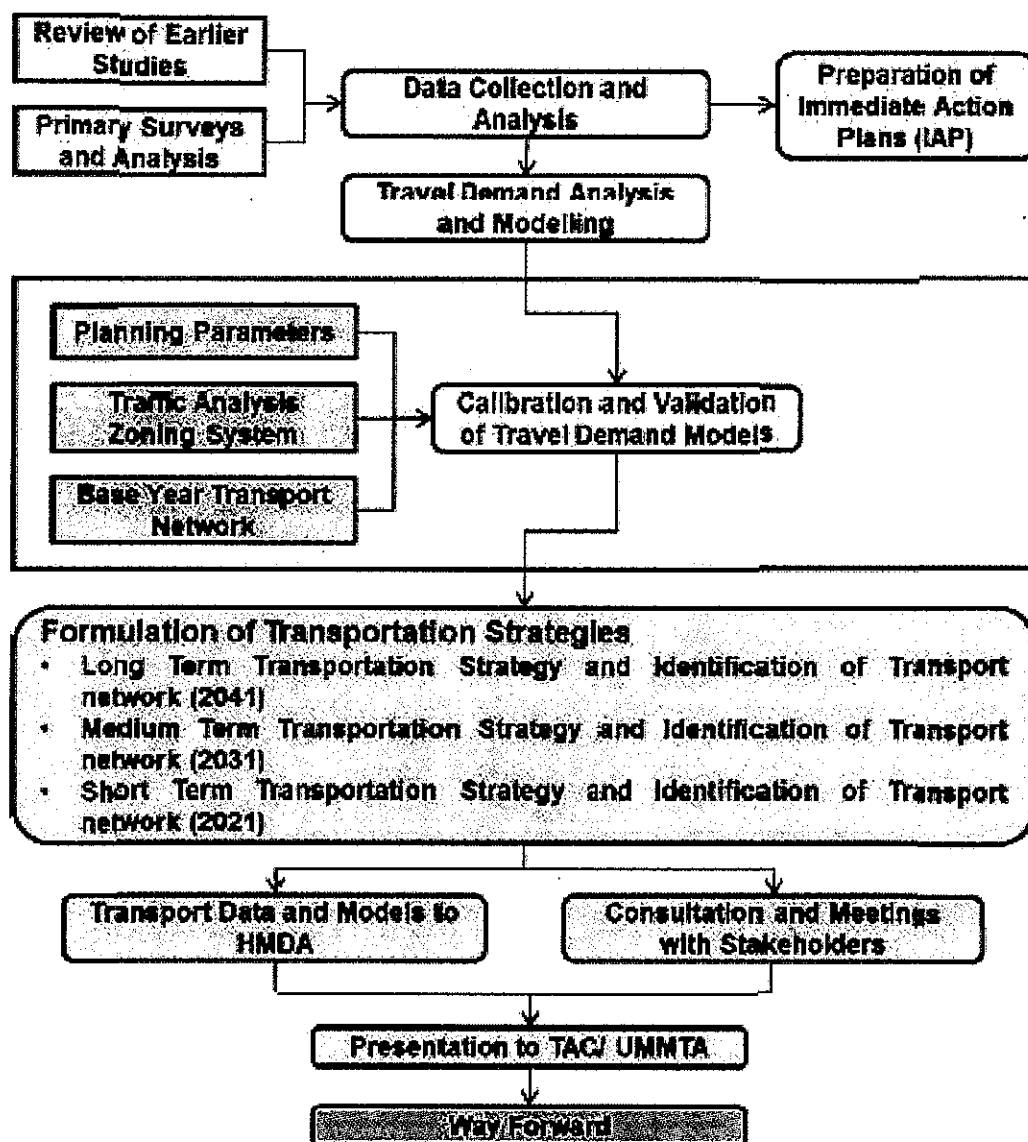


Figure E-1: Overall Process Followed in CTTS

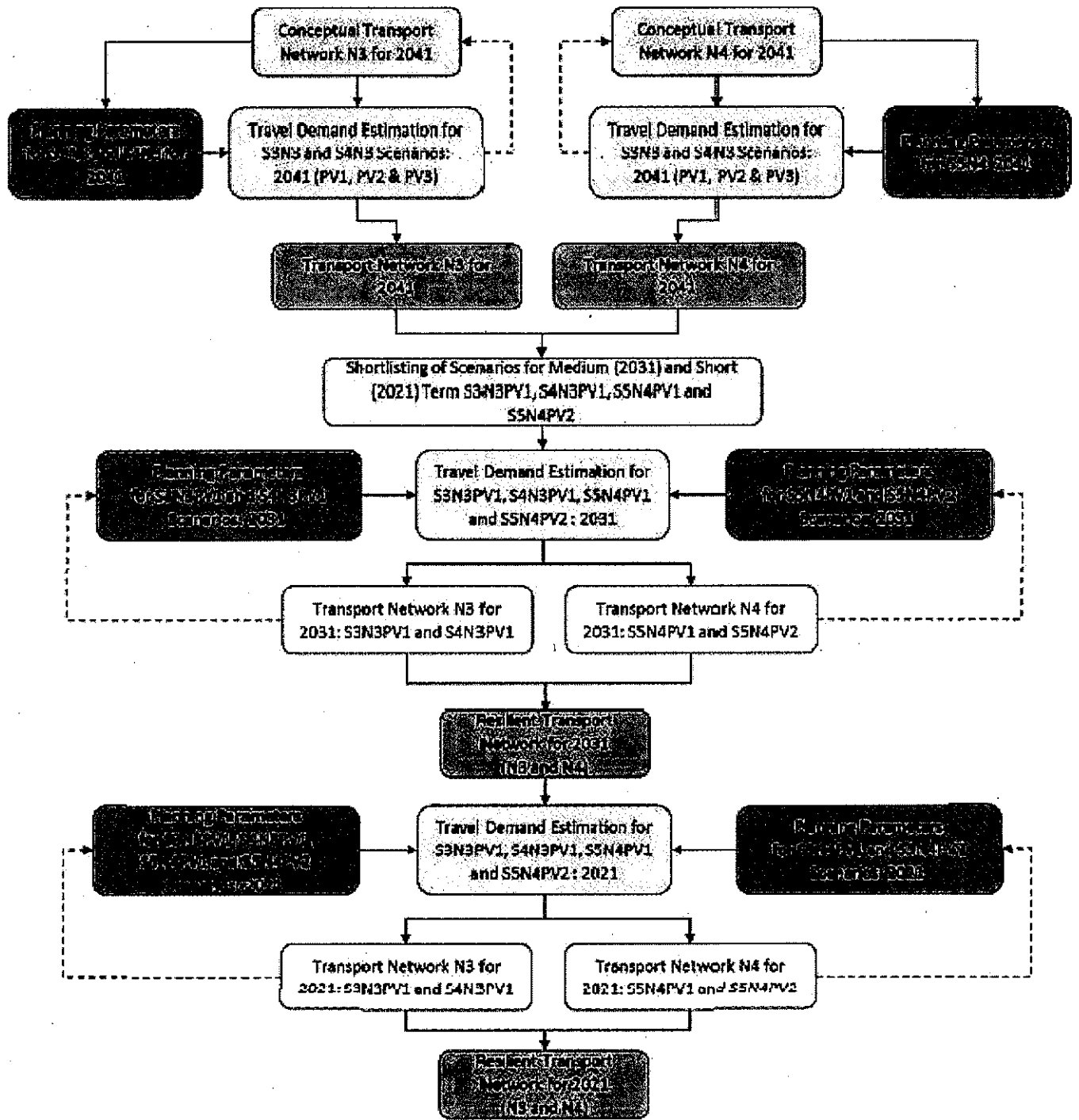


Figure E-3: Methodology Adopted for Transport Network Assessment for Horizon Period (upto 2041)

ハイデラバード CTTS のメインレポートの章構成

- 1 INTRODUCTION
- 2 STUDY DOMAIN AND APPROACH
- 3 SOCIAL, ECONOMIC AND GROWTH PROFILE-TRENDS AND FORECASTS
- 4 PROFILING TRANSPORTATION SCENARIO
- 5 DEVELOPMENT OF TRAVEL DEMAND MODEL
- 6 LONG TERM TRANSPORTATION STRATEGY
- 7 MEDIUM AND SHORT TERM TRANSPORTATION STRATEGIES
- 8 PLAN FINANCING OPTIONS
- 9 INSTITUTIONAL ARRANGEMENTS
- 10 SUMMARY AND ACTION PLAN

